

広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号。以下「条例」という。）第三十二条の規定によって、令和五年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。

令和六年十月二十四日

広島県議会議長 中 本 隆 志

一 公文書の開示請求件数

一件

二 公文書の開示請求の処理状況

処理状況							開示請求
開示	○件						
部分開示	○件						
不開示	○件						
存否応答拒否	○件						
不存在	一件						
適用外	○件						
取下げ	○件						

三 審査請求の処理状況
なし